

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情で伝える、独自の語彙や文法体系をもつ言語である。「音声聞こえない」「音声で話すことができない」など、聴覚障がい者にとって、日常を営む上で手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

国連総会において平成18年12月に採択、平成20年に発効され、わが国においても平成26年2月19日に発効となった「障害者の権利に関する条約」の第2条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、平成23年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法の第22条には国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話ができる社会環境の整備、そして、手話を言語として普及・研究できる環境整備を国として実現する必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日

衆議院議長 様ほか

魚津市議会